

意見書案第23号

唯一の被爆国・日本の政府として核兵器禁止条約の早期批准を求める意見書の提出について

別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年12月13日

提出者	甲賀市議会議員	西	山	実
賛成者	同	山	岡	光 広
同	同	岡	田	重 美

甲賀市議会議長 橋 本 恒 典 殿

唯一の被爆国・日本の政府として核兵器禁止条約の早期批准を求める意見書

人類史上初めて、核兵器を違法とする国際条約「核兵器禁止条約」が2021年に発効した。署名国は93に広がり、批准国は69カ国に広がっている。国連加盟国の半数に迫るなど着実に前進し続けている。核兵器禁止条約の法的な規範力と世界の諸政府・市民社会の力があわさって「核兵器のない世界」への道を切り開く新しい時代が始まった。

特に、核兵器禁止条約は、核兵器の使用を抑えるうえで大きな力を発揮している。核兵器による威嚇を禁止し、「核抑止」を否定したことは、成果の世論と運動への大きな励ましとなっている。

被爆者の運動団体・日本原水爆被害者団体協議会は、今年の総会で、核兵器使用の現実の危険をはらんだ情勢に強く警鐘をならし、「核抑止ではなく核兵器廃絶を」と訴える特別決議をあげた。また8月に開かれた広島・長崎の平和宣言では「世界中の指導者は、核抑止論は破綻しているということを見直せ」（松井一実広島市長）、「核抑止への依存からの脱却を勇気を持って決断すべき」（鈴木史朗長崎市長）などと、「核抑止」に対する批判が語られたのが特徴である。

核兵器の非人道性を、身をもって知る被爆者の運動は、「人類の危機を救う」ためにかげがえのない力を発揮している。その被爆者の平均年齢は、85歳を超えている。核兵器のない世界の実現という被爆者の切なる願いを、唯一の戦争被爆国である日本政府は真摯に受け止め、核兵器禁止条約を早期に批准し、世界に向けて「核兵器のない世界」を発信すべきである。

よって、本市議会は政府に対し、核兵器禁止条約を早期に署名、批准することを求めるものである。その上で、核保有国を含む核兵器禁止条約に署名、批准していない国に対し、署名、批准を要請することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月 日

甲賀市議会議員 橋本恒典

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 へ
総務大臣
外務大臣
内閣官房長官

意見書案第24号

介護保険利用料2割負担対象者拡大の中止を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年12月13日

提出者	甲賀市議会議員	岡	田	重	美
賛成者	同	山	岡	光	広
同	同	西	山		実

甲賀市議会議長 橋本恒典 殿

介護保険利用料2割負担対象者拡大の中止を求める意見書

2024年度から始まる第9期介護保険事業計画の改定において、厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会介護保険部会では、介護保険料や利用料などを見直しする議論が進められているが、利用料の2割負担対象者の拡大について、この年末までに意見を取りまとめることとしている。

介護保険の利用料は2000年の制度発足から1割負担が原則であったが、2015年に一定所得以上の人には2割負担とされ、2018年には3割負担も導入された。厚生労働省は、「余裕がある人が対象」などと負担増を正当化した。実際は負担が増えて介護サービスを削ったり、施設から退所したりした人は少なくない。1割負担でも経済的に苦しくサービスを減らさざるを得ない人がいる。2割負担対象者の拡大が強行されれば、さらに多くの人が介護サービスを受けることを諦めてしまうことにつながり、必要な介護を受けられなくなる人が続発しかねない。

75歳以上の医療費窓口負担が2022年10月から2倍化され、物価高騰の中での年金削減は高齢者に大打撃となっているなか、介護利用料の2割負担は、コロナ禍で疲弊し、物価高騰に苦しむ高齢者や家族にさらなる負担を強いるものとなる。

よって、政府においては、高齢者の暮らしに追い打ちをかけ、利用者の負担増とサービスの利用制限につながる介護保険利用料の2割負担対象者拡大は中止し、誰もが安心して利用できる制度に改善を図るよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月 日

甲賀市議会議長 橋本恒典

衆議院議長
参議院議長 あて
内閣総理大臣
厚生労働大臣

意見書案第25号

ライドシェア導入の見直しを求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年12月13日

提出者	甲賀市議会議員	山岡光広
賛成者	同	岡田重美
同	同	西山実

甲賀市議会議長 橋本恒典 殿

ライドシェア導入の見直しを求める意見書

一般ドライバーが自家用車を使って有償で送迎する「ライドシェア」導入に向けて動きが強まっている。ライドシェア解禁論は、インバウンド需要や人手不足などによる都市部でのタクシー不足を理由に広まり、国会でも「自家用車の有償利用のあり方について諸外国の先進的な取り組みを参考にしながら検討していく」と岸田首相が答弁している。

もともと、自家用車による有償旅客運送は、地域交通の衰退を背景に2006年、道路運送法の限定的な例外として認められたものである。ところが、政府は2014年の省令改正で旅客対象を「地域住民」から「観光客をはじめ地域外からの訪問者」まで、運送地域を「過疎地域」から都市部も含む「公共交通空白地域」へと拡大した。2015年には国際戦略特区での訪日外国人運送も容認するなど、例外を次々と拡大することで同法の規制を骨抜きにし、海外を参考にした「ライドシェア」解禁の下地をつくってきた。

しかし「ライドシェア」は、安全なのか。ドライバーを選ばなければ乗車に危険を感じるという時点で、すでにライドシェアの危険性をあらわしている。

2008年の交通政策審議会の答申では「タクシーは、鉄道・バス等とともに、我が国の地域公共交通を形成する重要な公共交通機関である」と記されている。いまタクシー運転手の不足が業界で問題になっているが、公共交通における人出不足の根本的要因は、低すぎる賃金であり、規制緩和による公共交通のコストカットを強いた政府の政策によるものである。いま必要なのは、規制緩和ではなく、住民の足であるタクシーやバスへの手厚い支援である。

よって、「ライドシェア」導入については、慎重に対応し、見直すことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月 日

甲賀市議会議長 橋本恒典

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣 あて
総務大臣
国土交通大臣

意見書案第26号

医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年12月13日

提出者	甲賀市議会議員	田中將之
賛成者	同	木村眞雄
同	同	堀郁子

甲賀市議会議長 橋本恒典 殿

医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書

介護事業所や障害福祉事業所では、人材の確保・定着が難しく、運営に支障をきたす事態が深刻になっている。また募集しても応募がなく、公的に定められた人員配置基準は何とか満たしたとしても、現場で必要としている職員数に満たない欠員状態が続く事業所が多いのが現状である。

厚生労働省の賃金構造基本統計調査(2022年6月)でも、福祉施設等の介護職員の超過勤務手当などを含む平均賃金は月額25万7,500円で、全産業平均の34万100円と比べて、8万円を超える格差がある。

今日、最低賃金の引き上げや大手企業を中心にベースアップ(基本給の引き上げ)などによって賃上げが進む中で、介護職員などへの対策は打たれておらず、賃金格差がさらに拡大している。

また、8月に出された人事院勧告は民間企業の賃上げをうけてプラス改定となり、私立保育園等の公定価格や児童養護施設の措置などは4月にさかのぼって増額される一方で、介護報酬や障害福祉サービス等報酬には反映されない状況である。

介護や障害福祉を支える職員は、専門職として位置づけられているにも関わらず低賃金、人手不足による過酷な労働を強いられることが続けば職員の離職に歯止めがかからない状態に陥り、施設の運営も困難となり、必要な福祉サービスの提供ができなくなる恐れがある。

よって、国及び政府に対して以下の通り、介護職員等の賃金水準を確保するための制度改革と同時に、職員の人権を尊重し生活を保障する取り組みを迅速に推進することを強く求める。

記

一、医療・介護・障害福祉分野の賃上げについて、経済対策での処遇改善支援事業を早期に実行すること。その上で、2024年度の同時改定においては物価高騰・賃金上昇等を踏まえ処遇改善等を行うこと。

一、新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材確保のため、手当の支給など、地域医療介護総合確保基金における「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」の活用を周知・推進すること。

一、介護や障害福祉を支える職員は、専門職として位置づけられており、高齢化社会を支える必要不可欠な人材であることから、公営住宅の空き家の「地域対応活用」を柔軟に活用できるよう周知・促進すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する

令和5年12月 日

甲賀市議会議長 橋本恒典

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
財務大臣
国土交通大臣
あて

意見書案第27号

食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年12月13日

提出者	甲賀市議会議員	堀	郁子
賛成者	同	田	中之
同	同	木	村真雄

甲賀市議会議長 橋本恒典 殿

食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書

食品ロス削減推進法が2019年10月1日に施行され、食品ロス削減に関する普及・啓発が進められてきた。一方で、農林水産省が公表した2023年度の食品ロス量は523万トンで、その内訳は事業系食品ロス量が279万トン、家庭系食品ロス量が244万トンとなっている。

現在、世界で約8億人が飢餓に直面していると言われており、国連世界食糧計画（WFP）では、飢餓で苦しむ人々のために、年間480万トンの食料支援を行っており、日本における食品ロスとして、まだ食べられるのに捨てられてしまう食料が、その1.1倍以上となっているのが現状である。

また食品ロスの削減は、気候変動対策としても大変に重要であり、廃棄における直接的に生じる環境影響だけでなく、その生産過程で投入される天然資源やエネルギーの浪費、製造・加工・流通・卸・小売の各段階でのエネルギー消費など、環境に及ぼす影響は決して少なくはない。

よって、国及び政府に対して、食品ロス削減推進法に基づき、誰もが取り組める脱炭素アクションとして、食品ロス削減への国民運動のさらなる推進のために、下記の事項について特段の取り組みを求める。

記

一、事業者と一体となったエシカル消費の普及促進

賞味期限や消費期限が近いものから選ぶ「てまえどり」など、エシカル消費の普及啓発を一層進めるとともに、食品ロス削減を積極的に進める事業者の評価や支援の強化を図ること。また、地域や事業者の食品ロスの計測・公表等の体制を拡充し実効性を強化すること。

一、食品ロス削減に繋がる小分け包装等の拡大

食品のロスを防ぐための使用量や頻度に合わせた「小分け包装」や、食品自体の鮮度の保持や賞味期限等の延長に繋がる容器・包装の改善や工夫の促進、外食産業における「小分け提供」や「持ち帰り」など、「食べきり」を積極的に進めるための取り組みを一層強化すること。

一、在庫食品や未利用食品の寄付の普及拡大

食品ロス防止のため、子ども食堂・子ども宅食、フードバンク等へ、企業等からの在庫食品の寄付促進や、フードドライブ（未利用食品の寄付運動）等の利活用で、「もったいない」と「おすそわけ」の好循環をつくり、国民運動としての取り組みを一層強化すること。

一、コミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）の設置支援

事業系の食品ロス削減と子ども食堂等への支援を行うために、企業・商店などから提供された食料品等を、地域に設置された冷蔵庫や冷凍庫で保管し、随時必要とされる住民や団体等に提供するコミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）の設置や運営等への支援制度を整備すること。

一、出荷や加工前に廃棄されている地域の食材の活用

食に関わる事業者と野菜等の生産者の連携を促し、色や形における規格外品や、食材の皮や芯や種など、出荷や加工前に廃棄されている地域の食材を、出来る限り有効に活用する商品開発や消費の拡大などに取り組む地方自治体等の事業に対して積極的な支援を展開すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和5年12月 日

甲賀市議会議長 橋本恒典

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)

厚生労働大臣

あて

農林水産大臣

経済産業大臣

環境大臣

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣(こども政策)

意見書案第28号

認知症との共生社会の実現を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年12月13日

提出者	甲賀市議会議員	木	村	眞	雄
賛成者	同	田	中	將	之
同	同	堀		郁	子

甲賀市議会議長 橋本恒典 殿

認知症との共生社会の実現を求める意見書

認知症の高齢者が2025年には約700万人になると想定されている現実に対して、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための、共生社会の実現を推進する認知症基本法が先の国会で成立した。現在、政府において、認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議において、認知症の本人及びその家族をはじめ、認知症に関わる様々な方々から幅広い意見を聴きながら、認知症基本法の施行に先立っての方針を取りまとめている。

今こそ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(=共生社会)の実現をという目的に向かって、認知症施策を国と地方が一体となって進めて行くときである。

私たちが目指す共生社会とは、誰もが認知症になる可能性がある中で、生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ持てる力を生かしながら、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会である。

よって国及び政府に対して、認知症との共生社会の実現に必要な予算措置も含め、行政の体制を一層強化させ、一刻も早い認知症との共生社会を、各地域で実現することを強く求める。

記

一、認知症基本法の円滑な施行に総力を

本年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行に向け、立法の趣旨を踏まえ、円滑な施行に向け、施行後に設置する「認知症施策推進本部」をはじめとする準備に万全を期すこと。特に、認知症の本人が、自身が認知症であることを隠すことなく、朗らかに日常を続けられる様に、認知症に対する偏見や差別を解消するため、古い常識の殻を破り、基本的人権に根差した希望のある新しい認知症観の確立のために、省庁横断的かつ総合的な取り組みの推進に総力を挙げること。

一、地方自治体への支援の強化

地方自治体における都道府県認知症施策推進計画・市町村認知症施策推進計画の策定において、今までの延長ではなく、共生社会の実現に向けた統合的かつ連続的な計画の策定を可能にする専門人材の派遣など、適切な支援を行うこと。また、各自治体が主体的に実効性の高い施策を自在に展開するために、自由度の高い事業展開と予算措置のあり方を検討すること。

一、地方自治体の組織体制の強化

地域住民に対する法の理念等の普及啓発、安心・安全な地域づくりの推進等、共生社会の実現を推進する取り組みを、部門間の縦割りをなくして総合的かつ継続的に推進すること。また、各自治体の施策を適切かつ的確に展開するために、認知症の本人が企画から評価まで参画できる体制の整備を検討すること。

一、認知症の人の働きたいというニーズを叶える労働環境の整備

認知症の人の働きたいというニーズを叶える環境整備も重要である。若年性認知症の人、その他の認知症の方々の就労や社会参画を支える体制整備を進めるとともに、働きたい認知症の人の相談体制を充実し、認知症と診断されても、本人の状態に応じて、社会の一員として安心して生活できる事業者も含めた社会環境を整備すること。

一、認知症の方を抱える「ご家族」への支援体制の拡充

独居や高齢者のみ世帯が急増する中で、一つの事業所で相談から訪問介護、通所、ショートステイまで、一人一人の状態の変化に応じて継続的に対応できるオール・イン・ワンの介護保険サービスを24時間365日提供する小規模多機能型居宅介護サービス事業について、見守り体制の整備も含めて拡充すること。

一、身寄りのない方にも柔軟に寄り添い支える社会の構築

身寄りのない方を含め、認知症になったとしても、その状態に応じて、安全に安心して生活が出来る社会環境の構築に向け、一人一人の意思を最大限に尊重し総体的かつ柔軟に寄り添い支える、成年後見制度や身元保証等のあり方について現状の課題を整理し検討を進めること。また、住まいに課題を抱える方々に対する総合的な相談対応、一貫した支援を行う実施体制を整備すること。

一、認知症に関する基本事項を繰り返し国民が学べる環境の整備

すべての国民が正しく認知症に向き合う社会環境を整えるために、認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービス・地域支援を受けることが出来るのか（認知症ケアパス）、更に認知症の人を支える周囲の人における意思決定支援の基本的考え方や姿勢、方法、驚かせない！急がせない！自尊心を傷つけない！など配慮すべき事柄等（認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン）を、繰り返し国民が学べる環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和5年12月 日

甲賀市議会議長 橋本恒典

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
財務大臣
総務大臣

あて